

Japan Tax Newsletter

デロイトトーマツ税理士法人

2024年9月2日号

Global Investment & Innovation Incentives (GI³) 優遇税制特集 第1回

オープンイノベーション促進税制の概要と申請手続

Executive Summary

- スタートアップ企業の株式を取得し、当該スタートアップ企業との協業等を行っている場合には、オープンイノベーション促進税制による所得控除の適用を受けられる可能性がある
- 本税制には、「新規出資型」と「M&A型」の2つの類型があり、類型によって適用要件が異なる
- 本税制の適用には経産省への事前相談を行う必要があり、証明書の発行・税務申告のタイムラインを考慮すると、決算日の3カ月前（12月決算企業であれば9月末、3月決算企業であれば12月末）頃までには事前相談を完了することが推奨される

1. オープンイノベーション促進税制の概要

(1) 概要

オープンイノベーション促進税制（措法66の13）は、令和2年度税制改正により創設された制度であり、令和6年度税制改正によりその適用期間が令和8年（2026年）3月末まで延長された。本税制は青色申告書を提出する法人で経営資源活用共同化推進事業者に該当するものが、増資に伴う払込み又は購入により特定株式を取得し、かつ、これを取得した日を含む事業年度終了の日まで有している場合において、その特定株式の取得価額の25%以下の金額をその事業年度の確定した決算において特別勘定の金額として経理したときは、その経理した金額について損金の額に算入することができる制度である。

(2) 税制の類型

本税制には、「新規出資型」と「M&A型」の2類型が存在する。

1) 新規出資型

新規出資型は、オープンイノベーションを目的として、スタートアップ企業の新規発行株式を取得した場合に適用が可能な類型である。資本金増加を伴う現金出資が対象であり、第三者から発行済株式を取得する場合は対象外である。なお、海外法人への出資も対象となる。

2) M&A 型

M&A 型は、スタートアップ企業とのオープンイノベーションに向け、そのスタートアップ企業の発行済株式を購入により取得し、議決権の過半数を有することとなる場合に適用が可能な類型である。新規出資型の要件に比べ、スタートアップの成長要件の達成が求められる上、オープンイノベーションの継続が必要な期間が 5 年（新規出資型は 3 年）と長く、かつ、5 年後も継続して特別勘定を維持する必要がある等、新規出資型よりも要件が厳しい。また、海外法人への出資は対象外である。

2. 適用要件及び特別勘定に係る要件

(1) 本税制の適用要件

項目		新規出資型	M&A 型
対象法人 (出資側) 要件		<ul style="list-style-type: none"> ■ 以下の要件を満たす事業会社（対象法人）であること（措法 66 の 13①、国内外における経営資源活用の共同化に関する調査に関する省令（以下「経産令」）2 の①、国内外における経営資源活用の共同化に関する調査に関する省令の規定に基づく経済産業大臣の証明に係る基準（以下「基準」）3①） <ul style="list-style-type: none"> ➢ 青色申告書を提出する法人 ➢ 自らの経営資源以外の経営資源を活用し、高い生産性が見込まれる事業を行うこと又は新たな事業の開拓を行うことを目指す株式会社等（特定事業活動を行うもの） ➢ 以下のいずれかの法人形態であること <ul style="list-style-type: none"> ◇ 株式会社 ◇ 相互会社 ◇ 中小企業等協同組合 ◇ 農林中央金庫 ◇ 信用金庫及び信用金庫連合会 ※当該対象法人が主体となる CVC（コーポレート・ベンチャーキャピタル）を経由して出資する場合も対象となる（基準 3②） 	
出資要件	取得株式	■ 資本金の増加を伴う現金による出資であること（措法 66 の 13①）	■ 発行法人以外の者からの購入により取得する発行済株式で、その取得により議決権の過半数を有することとなるものであること（措法 66 の 13①）
	下限	<ul style="list-style-type: none"> ■ 対象法人が大企業：1 億円／件 ■ 対象法人が中小企業：1,000 万円／件 ■ 海外法人への出資：一律 5 億円／件（経産令 3①一） 	■ 5 億円／件（海外法人への出資は対象外）（経産令 3①二）
	保有期間	■ 取得株式の 3 年以上の保有を予定していること（措令 39 の 24 の 2①二イ）	■ 取得株式の 5 年以上の保有を予定していること（措令 39 の 24 の 2①二ロ）
	出資目的	<ul style="list-style-type: none"> ■ 純投資等を目的とする出資ではないこと（経産令 3①一、基準 4） ■ オープンイノベーションに向けた取組み（(2)参照）の一環で行われる出資であること（措法 66 の 13①、産競法 2②、産競規 2④二八） 	

スタートアップ企業 (受け手側) 要件	要件	以下の①～⑩を満たす法人（産競規 2） ① 株式会社 ② 設立 10 年未満（売上高研究開発費率が 10%以上かつ営業損失あり：設立 15 年未満） ③ 未上場・未登録 ④ 既に事業を開始している ⑤ 対象法人とのオープンイノベーションを行っている又は行う予定 ⑥ 一つの法人グループが株式の過半数を有していない ⑦ 法人以外の者（LPS、民法上の組合、個人等）が 3 分の 1 超の株式を有している ⑧ 対象法人が議決権の過半数を有していない（M&A 型の場合は要件外） ⑨ 風俗営業又は性風俗関連特殊営業を営む会社でない ⑩ 暴力団員等が役員又は事業活動を支配する会社でない	
	外国法人	■ 対象（経産令 3①一）	■ 対象外（経産令 3①二）
優遇措置の内容	所得控除	■ 株式の取得価額の 25%を課税所得から控除（措法 66 の 13①）	
	控除上限額	■ 12.5 億円（取得額換算 50 億円）／件（措法 66 の 13①一）	■ 50 億円（取得額換算 200 億円）／件（措法 66 の 13①二）
		■ 新規出資型・M&A 型合算で 1 事業年度当たり 125 億円（取得価額換算 500 億円）まで（措法 66 の 13①）	

(2) オープンイノベーション要件の詳細

1) 概要

上記の出資要件の一つであるオープンイノベーション要件は、申請者が経済産業省との事前相談において当該要件を充足していることを説明し、経済産業省が確認を行うこととなっている。また、本税制の適用後も継続的に（新規出資型は 3 年、M&A 型は 5 年）要件を充足している必要がある。

2) 本税制におけるオープンイノベーションの定義¹

本税制におけるオープンイノベーションとは、「対象法人がスタートアップ企業の革新的な経営資源を活用して、高い生産性が見込まれる事業や新たな事業の開拓を目指す事業活動」のことをいう。具体的には、以下の 3 点を満たす必要がある。

- ① 対象法人が、高い生産性が見込まれる事業または新たな事業の開拓を目指した事業活動を行うこと
- ② ①の事業活動において活用するスタートアップ企業の経営資源が、対象法人にとって不足するもの、かつ革新的なものであること
- ③ ①の事業活動の実施に当たり、対象法人からスタートアップ企業にも必要な協力をを行い、その協力がスタートアップ企業の成長に貢献するものであること

¹ 「オープンイノベーション促進税制（新規出資型）申請ガイドライン（C）」（経済産業省ウェブサイト（PDF））23 頁、「オープンイノベーション促進税制（M&A 型）申請ガイドライン」（経済産業省ウェブサイト（PDF））19 頁を参照

3) オープンイノベーションの具体例³

経済産業省の令和4年度税制改正に関する資料において、いくつかの具体例が挙げられているため、一部抜粋して紹介する。他事例は同資料を参照されたい。

1. ヘルスケア

対象法人の経営資源	高精度な血圧測定技術
スタートアップの経営資源	心電図の解析技術
出資目的	ビッグデータを活用し、血圧データと心電図の統合解析による心疾患リスクを予測するアルゴリズムを共同で開発。心疾患の発症予防の実現を目指す。

2. バイオ

対象法人の経営資源	医薬品開発に係る技術・設備や顧客データ
スタートアップの経営資源	「腫瘍溶解性ウイルス」に係る技術
出資目的	出資企業が有する技術や設備等のリソースをスタートアップ企業に開放し、がん患者への負担の少ないがん治療薬の開発・展開を目指す。

3. AI

対象法人の経営資源	自動車装置の開発に関する知見・環境
スタートアップの経営資源	エッジコンピューティング用 AI 開発
出資目的	自動車の周辺の障害物を AI によって検知し、駐車場内での完全自動駐車技術を共同開発する。

³「令和4年度 経済産業関係 税制改正について」（経済産業省ウェブサイト（PDF））9-10 頁を参照

(3) 特別勘定の取崩しによる益金算入

対象法人が本税制において所得控除を受けるためには、対象となる取得株式（特定株式）の25%以下の金額を特別勘定の金額として経理する必要がある（措法66の13①）。

対象法人は、当該特別勘定を維持する必要がある、（新規出資型は株式取得日から3年以内に）任意に特別勘定を取り崩した場合、特別勘定を取り崩し、取り崩した事業年度において益金算入する必要がある（措法66の13⑪）。

また、一定期間（新規出資型は株式取得日から3年、M&A型は5年）においてスタートアップ企業とオープンイノベーションを継続していると認められない等の場合には、特別勘定を取り崩し、取り崩した事業年度において益金算入する必要があるため、本税制のメリットが消失してしまう（措法66の13⑨、措規22の13⑥、経産令4②）。

さらに、M&A型については、M&Aから5年以内に次の成長要件のいずれかを達成したことの証明を受けられなかった場合も特別勘定を取り崩し、益金算入する必要がある（措法66の13⑩、措規22の13⑦、経産令4③）。

M&A型における成長要件⁴

		A：売上高成長類型	B：成長投資類型	C：研究開発特化類型
M&A時点の要件			<ul style="list-style-type: none"> ■ 売上高 ≤ 10 億円 ■ 売上高に対する研究開発費 + 設備投資の比率 ≥ 5% 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 売上高 ≤ 4.2 億円 ■ 売上高に対する研究開発費の比率 ≥ 10% ■ 営業利益 < 0
成長要件	成長投資		<ul style="list-style-type: none"> ■ 研究開発費 ≥ 4.6 億円 ■ 研究開発費成長率 ≥ 1.9 倍 or ■ 設備投資 ≥ 0.7 億円 ■ 設備投資成長率 ≥ 3.0 倍 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 研究開発費 ≥ 6.5 億円 ■ 研究開発費成長率 ≥ 2.4 倍 ■ 研究開発費増加額 ≥ 株式取得価額の 15%
	事業成長	<ul style="list-style-type: none"> ■ 売上高 ≥ 33 億円 ■ 売上高成長率 ≥ 1.7 倍 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 売上高 ≥ 1.5 億円 ■ 売上高成長率 ≥ 1.1 倍 	

(4) 特定株式の取得期限

令和8年3月31日までに取得した株式が対象である。

3. 手続

(1) 適用までのプロセス

本税制の適用を受けるためには、経済産業大臣による証明書の交付を受け、法人税申告書と共に証明書を税務署に提出する必要がある（措法66の13⑱、措規22の13⑫、経産令4①、基準6④）。

税制の適用を受けるための手続フローは以下のとおりである⁵。

1. スタートアップ企業への出資／M&A
2. 経済産業省への事前相談（出資／M&Aの前後いずれかのタイミング）
3. 経済産業大臣への証明書交付申請（事業年度末の60日前～30日後）
4. 経済産業大臣による証明書の交付（申請から60日以内）
5. 税務申告

⁴「オープンイノベーション促進税制（M&A型）申請ガイドライン」（経済産業省ウェブサイト（PDF））45頁を参照

⁵「オープンイノベーション促進税制（新規出資型）申請ガイドライン（C）」（経済産業省ウェブサイト（PDF））32頁、「オープンイノベーション促進税制（M&A型）申請ガイドライン」（経済産業省ウェブサイト（PDF））29頁を参照

(2) 継続証明

適用後も株式取得日から一定期間（新規出資型は株式取得日から3年、M&A型は5年）を経過するまで毎事業年度、スタートアップ企業とのオープンイノベーションに継続して取り組んでいることについて継続証明書の交付を受ける必要がある（経産令4②、基準6⑧）。さらに、M&A型は、M&Aから5年以内に成長要件の達成に係る成長発展証明書の交付申請が必要である（基準6⑩）。なお、継続証明書及び成長発展証明書の法人税申告書への添付は不要である。

4. 終わりに

本税制の申請に当たり、事前相談は実施後30～60日を目途に回答されることから、その後のプロセスを考慮すると遅くとも決算日の2カ月前には事前相談が完了していることが望ましい。しかしながら、事前相談において質疑応答が長期化する可能性や、事業年度末には事前相談が混み合う可能性があることから、既に出資が完了している事業者は、可能であれば決算日の3カ月前（12月決算企業であれば9月末、3月決算企業であれば12月末）までに事前相談を完了することが推奨される。

※本ニュースレターの執筆は、令和6年8月28日現在の情報に基づくものである。

（東京事務所 三浦 正暁、井上 誠）

< 関連ページ >

- [国内外の優遇税制や補助金に関するコンサルティング業務](#)

7「オープンイノベーション促進税制（新規出資型）申請ガイドライン（C）」（経済産業省ウェブサイト（PDF））35頁、「オープンイノベーション促進税制（M&A型）申請ガイドライン」（経済産業省ウェブサイト（PDF））32、44頁を参照

お問い合わせ

デロイト トーマツ 税理士法人

東京事務所

所在地 〒100-8362 東京都千代田区丸の内 3-2-3
丸の内二重橋ビルディング
Tel 03-6213-3800 (代)

大阪事務所

所在地 〒541-0042 大阪府大阪市中央区今橋 4-1-1
淀屋橋三井ビルディング 5 階
Tel 06-4560-8000 (代)

名古屋事務所

所在地 〒450-8503 愛知県名古屋市中村区名駅 1-1-1
JP タワー名古屋 37 階
Tel 052-565-5533 (代)

email tax.cs@tohmatu.co.jp

会社概要 www.deloitte.com/jp/tax

税務サービス www.deloitte.com/jp/tax-services

令和 6 年度税制改正トピックス www.deloitte.com/jp/tax/tax-reform

デロイト トーマツ グループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイト ネットワークのメンバーであるデロイト トーマツ 合同会社ならびにそのグループ法人（有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ リスクアドバイザー合同会社、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社、デロイト トーマツ 税理士法人、DT 弁護士法人およびデロイト トーマツ グループ 合同会社を含む）の総称です。デロイト トーマツ グループは、日本で最大級のプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、税務、法務等を提供しています。また、国内約 30 都市に約 2 万人の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト、www.deloitte.com/jp をご覧ください。

Deloitte（デロイト）とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド（“DTTL”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイト ネットワーク”）のひとつまたは複数を指します。DTTL（または“Deloitte Global”）ならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。DTTL および DTTL の各メンバーファームならびに関係法人は、自らの作為および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為および不作為について責任を負うものではありません。DTTL はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドは DTTL のメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィックにおける 100 を超える都市（オークランド、バンコク、北京、ベンガルール、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、ムンバイ、ニューデリー、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む）にてサービスを提供しています。

Deloitte（デロイト）は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、リスクアドバイザー、税務・法務などに関連する最先端のサービスを、Fortune Global 500®の約 9 割の企業や多数のプライベート（非公開）企業を含むクライアントに提供しています。デロイトは、資本市場に対する社会的信頼を高め、クライアントの変革と繁栄を促し、より豊かな経済、公正な社会、持続可能な世界の実現に向けて自ら率先して取り組むことを通じて、計測可能で継続性のある成果をもたらすプロフェッショナルの集団です。デロイトは、創設以来 175 年余りの歴史を有し、150 を超える国・地域にわたって活動を展開しています。“Making an impact that matters”をバース（存在理由）として標榜するデロイトの 45 万人超の人材の活動の詳細については、www.deloitte.com をご覧ください。

本資料は、関連税法およびその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての現時点における一般的な解釈について述べたものです。デロイト ネットワークは、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。また本資料中における意見にわたる部分は筆者の私見であり、デロイト ネットワークの公式見解ではありません。デロイト ネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2024. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.

